

第2章 政策の大綱

The 6th Strategic

The Master Plan of Izumizaki Village.

VI

第1節 実情に合った土地利用構想



1 土地利用の基本的な考え方 ~コンパクトで持続可能なまちづくり~

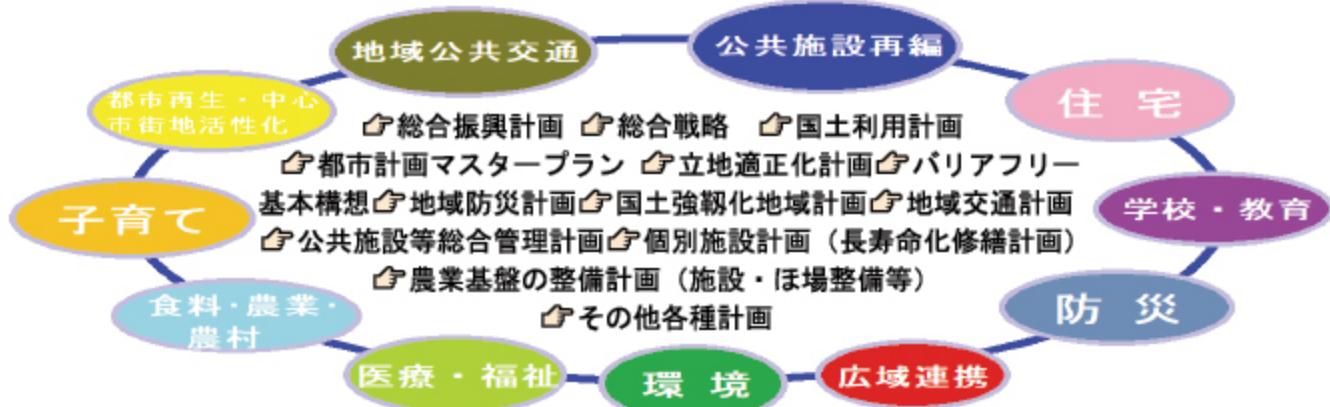
これまで人口増加や経済成長を前提として、村の将来像がある程度予測可能な状況で、土地利用規制（農業振興地域制度、農地転用許可制度等）やインフラ整備が行われてきました。しかしながら、急速な人口減少と少子高齢化に対応し、安心・安全で快適に暮らせる持続可能な村づくりを進めるためには、これまでのような分散型ではなく、集約型のコンパクトなまちづくりが求められています。

また、これまで以上に地域の住民・企業の活動やニーズ等に着目し、量ではなく質の向上を図るために土地利用全体を「マネジメント」するという新たな視点をもって取り組んでいく必要があります。

さらに、生活利便性を維持・向上させるためには、居住や都市機能の集約だけでなく、地域の移動手段として、多様な交通を組み合わせた持続可能な交通を確立し、コンパクト・プラス・ネットワークを推進することが重要です。

コンパクトで持続可能なまちづくりのために、村全体の構造を見渡しながら、居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実、公共施設の再編、公有財産の最適利用、空き家対策の推進等のまちづくりに密接に関係する様々な関係分野（図1）と連携を図り、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的土地利用の適正化に努めます。

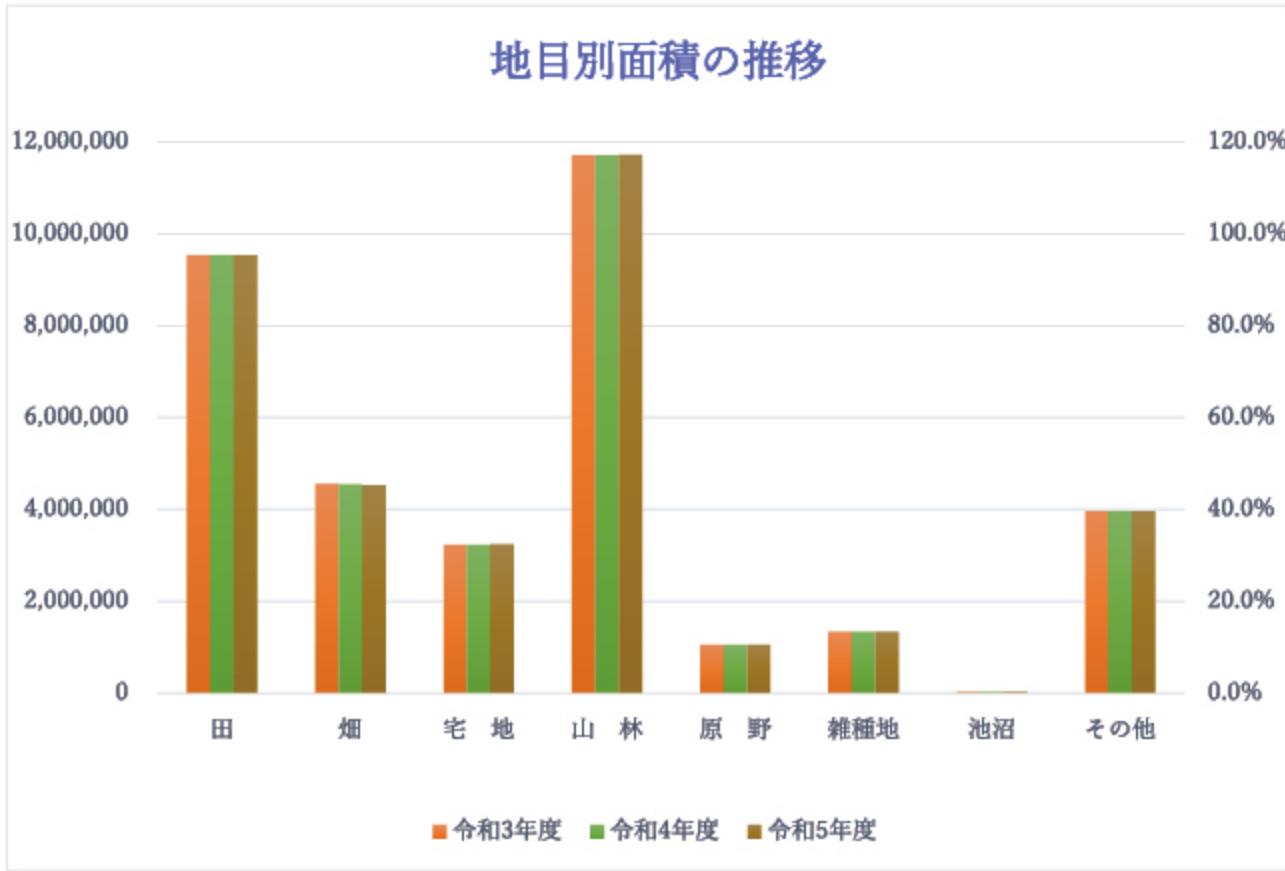
図1 様々な関係分野との連携イメージ※1



第2編 基本構想

		田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他	計 (m ²)
令和3 年度		9,541,000	4,556,376	3,228,921	11,714,321	1,057,294	1,337,008	32,450	3,962,630	35,430,000
率 (%)		26.93%	12.86%	9.11%	33.06%	2.98%	3.77%	0.09%	11.18%	100.0%
令和4 年度		9,538,546	4,552,005	3,230,431	11,714,026	1,057,685	1,343,143	32,450	3,961,714	35,430,000
率 (%)		26.92%	12.85%	9.12%	33.06%	2.99%	3.79%	0.09%	11.18%	100.0%
令和5 年度		9,538,151	4,529,071	3,239,794	11,726,589	1,057,718	1,344,799	32,450	3,961,428	35,430,000
率 (%)		26.92%	12.78%	9.14%	33.10%	2.99%	3.80%	0.09%	11.18%	100.0%

(資料：固定資産税の概要調書)



(税務課資料より)

2 土地利用の構成（土地利用計画図）

区分	基本方針	土地利用の考え方
田園居住地エリア	営農環境とゆとりある居住環境とが調和した田園居住環境の形成を図る。	効率的な農業基盤の整備とともに、住民の営農意向を考慮し、多面的な利用を検討する。
森林エリア	動植物の生態系、地球環境への影響等も踏まえ、周辺環境を含めた保全を図る。	新たな開発や、整備に対しては、自然環境を重視しつつ、高次元な調和を図って行くよう検討する。
森林保全エリア	泉崎村のシンボルである鳥嶋を中心としたこのエリアの自然環境の保全を図る。	自然環境保全林としての役割を發揮できるよう、周辺地域の開発に対しても十分配慮する。
住宅地エリア	既存の住宅地については、より一層のゆとりある生活空間の形成を図る。	周辺環境との調和が取れた住宅地の景観形成を検討する。
【重点施策】 駅周辺エリア	<p>泉崎駅周辺地区は、村の玄関口（泉崎村の顔）かつ交通結節点として、SDGs の持続可能な開発目標 3 の『あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する』に対応するため、鉄道駅としての機能だけでなく、交通、医療、福祉、商業等の機能を充実させつつ、集約することで住民の憩いの場となる生活中心拠点として、安心・安全で快適な環境を整備し、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指す。</p> <p>また、バリアフリー基本構想策定をはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた全ての人々に優しい環境を整備する。</p>	
工業地ゾーン	計画的に開発された既存の工業団地については、今後も周辺環境に配慮した操業環境を維持する。	良好なアクセス条件等を考慮し、なお一層の企業誘致を推進するとともに、自然環境と調和の取れた工業用地の形成を図る。
沿道利活用重点幹線道路	泉崎村を縦横断する国道 4 号沿道及び県道 75 号沿道を沿道サービス的、近隣サービス的及び流通サービス的商業地として位置づける。	沿道地区の商業地形成においては、周辺住環境及び背後地の環境との調和を図る。
集落拠点地区	既存集落を中心としたコミュニティを形成する集落拠点地区として位置づける。	河川や神社、鎮守の森等、古くからの地域資源を保全活用するとともに、良好なコミュニティの形成を検討する。
歴史環境保全ゾーン	歴史環境の保全地区として位置づける。	史跡、遺跡等貴重な歴史的財産を保全し、後世に残すための施策を講ずる。

第2編 基本構想

レクリエーションゾーン	既存の集客施設、運動公園等をレクリエーションゾーンとして位置づける。	村活性化のため、なお一層の利用促進を図る。
商業・物流施設用地ゾーン	国道4号と県道75号(塙・泉崎)線の接点を中心とした地区を商業・物流施設計画地として位置づける。	この地区については、新たな商業拠点を誘致するとともに、これに付帯する整備を行う。

【重点施策】泉崎駅周辺整備事業（泉崎駅周辺エリア）

泉崎駅周辺整備事業（イメージ）



■交流施設・遊具多目的広場イメージ

カフェ機能を備えた交流施設、遊具広場、多目的に活用できるイベント広場や芝生広場が一体的に整備され、互いに連携しながら利用できる、利便性の高い環境を整備します。

【図3 交流施設・遊具広場イメージ】



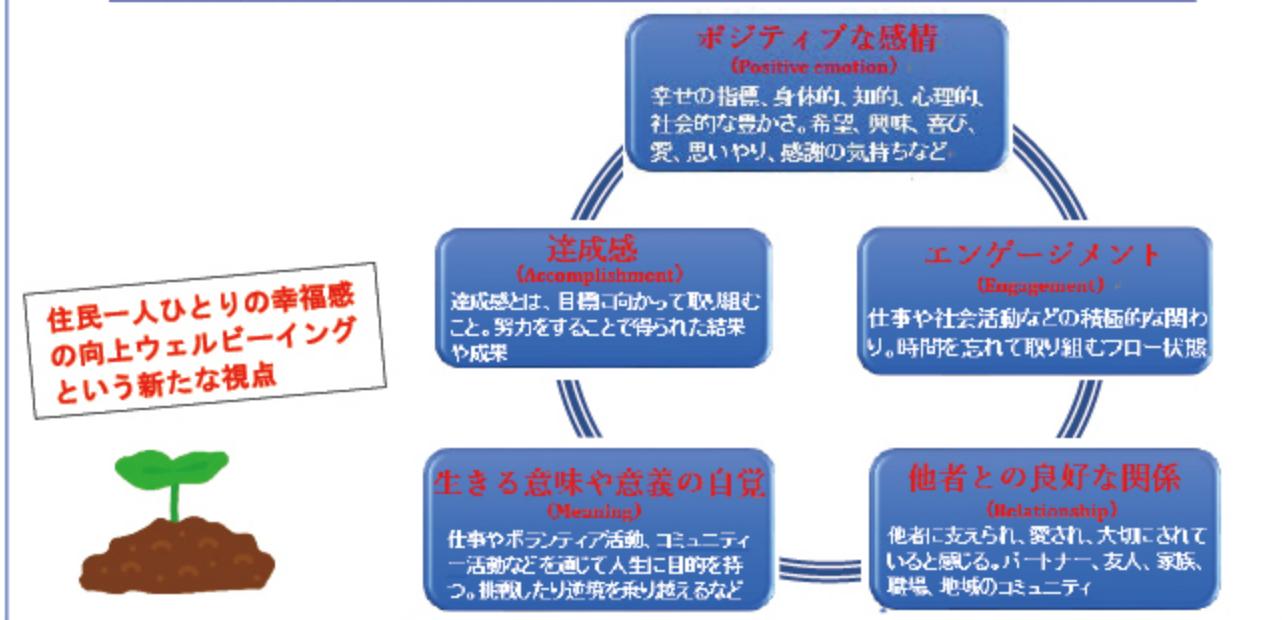
第2節

豊かな自然と温かな心を育むむらづくり



- 「村づくりは人づくり」の原点から、生涯にわたり学び、郷土自然や文化・芸術、スポーツ文化の活動などに親しむ機会の充実を図り、豊かな心と健やかな体を育みます。
- 誰もが平等に参加し、社会的マイノリティへの差別や偏見をなくし、多様性が尊重される社会を実現していくことが求められています。個性や多様な価値観をお互いに認め合う、温かな心を育む社会をつくります。
- 人口減少・社会構造の変化の中で、持続可能な社会づくりを見据え、地域に根差した住民一人ひとりが自分の人生を幸福で充実したと感じるウェルビーイング (Well-being) ^{※2} の向上を図ります。【図4 ウェルビーイングの向上】

人生を幸福で充実したと感じるウェルビーイング向上のイメージ



(主観的幸福感の5領域 PERMA モデル 村づくり委員会加工)

1 環境にやさしい村づくりの推進

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、住民の一人ひとりが様々な機会を通じて環境問題について、学び・考え・理解し、自主的・自発的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。また、

注釈2:「ウェルビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。バトラー博士とカーン博士は、セリグマン博士 (Seligman, 2011) の PERMA モデルに基づき、これらの概念を測定できる測度（心理検査）を開発。経済先進諸国において、GDP に代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されるようになり、OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤 2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされています。

環境づくりは、持続可能な社会を構築するための重要な要素であり、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に直接貢献するものです。目標13【気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる】、気候変動は私たちにとって最大の脅威であり、その広範な未曾有の影響は、最貧層と最も脆弱な立場にある人々に不当に重くのしかかっています。気候変動とその影響に対処するだけでなく、気候関連の危険や自然災害に対応できる地域レジリエンス（強靭化）を構築します。

・環境美化

生活環境の向上を図るために、村民の自然環境美化意識の高揚を図り、ゴミのない、きれいな村づくりに向け、村民の意識啓発を促進します。また、SDGsが目的とする『持続可能な世界』のため、地球環境の保全と利用とバランス、自然と共存が実現できる世界を目指します。

・環境保全

本村の恵まれた自然環境を守り育てるため、村民が主体となって自然環境の保全や環境汚染の防止を推進するとともに、自然環境保全に対する村民の意識啓発を図ります。

村民や事業所等と連携し、河川・水路・地下水の水質保全と浄化を進めるとともに、自然が持つ水源涵養機能の維持・向上を図り、清らかな水環境の保全に努めます。

2 美しくやさしい生活空間づくり

・良好な景観の形成

村民にうるおいと安らぎを与えるとともに村の魅力を高めるため、豊かな自然と農村のたたずまいを活かし、周囲と調和した美しい景観の形成を図ります。

3 生涯学習及び学校教育の推進

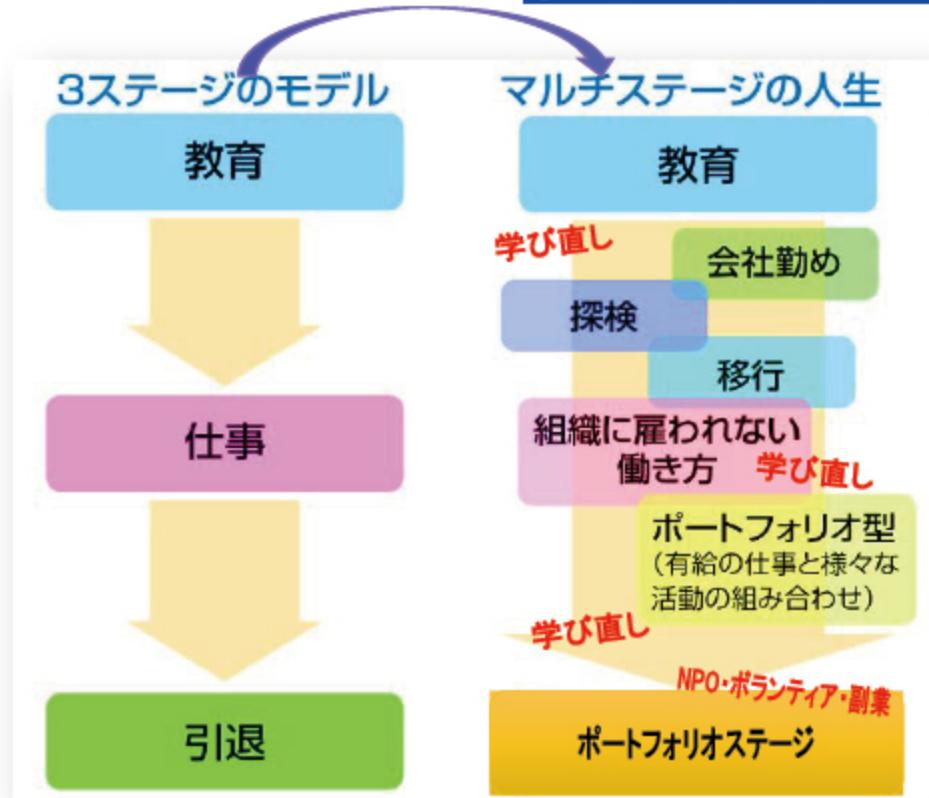
人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイング「Well-being」の実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯にわたって学び、活躍できる環境を整備する。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図ります。

・生涯学習の充実及びリカレント教育 ※3～3ステージからマルチステージへ～

人生100年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生的モデルから、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生的「3ステージ」から「マルチステージモデル」へと転換することが予測されています。これからの社会構造の変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まってきています。

『高校や大学などを卒業して社会に出たら勉強は終わり』ではなく、社会が目まぐるしく変わる今日、学びを通じて、より豊かな人生を送るために、仕事や社会で求められる知識やスキルを、時代の変化にあわせて継続的にアップデートすることが重要です。

【図5 人生の3ステージからマルチステージ】



(政府広報オンライン 社会人の学び直し「リカレント教育」参考)

社会生活や職業に直結した学びやスキルアップのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、子育て、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な困難（悩み）の中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとします。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリー（年齢基準のない社会）な社会に対応した学習機会の確保も重要で、個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件の整備に努めます。

注釈3：「リカレント（recurrent）」とは、「繰り返す」「循環する」という意味で、リカレント教育とは、学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すことです。日本では、仕事を休まず学び直すスタイルもリカレント教育に含まれ、社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれます。

第2編 基本構想

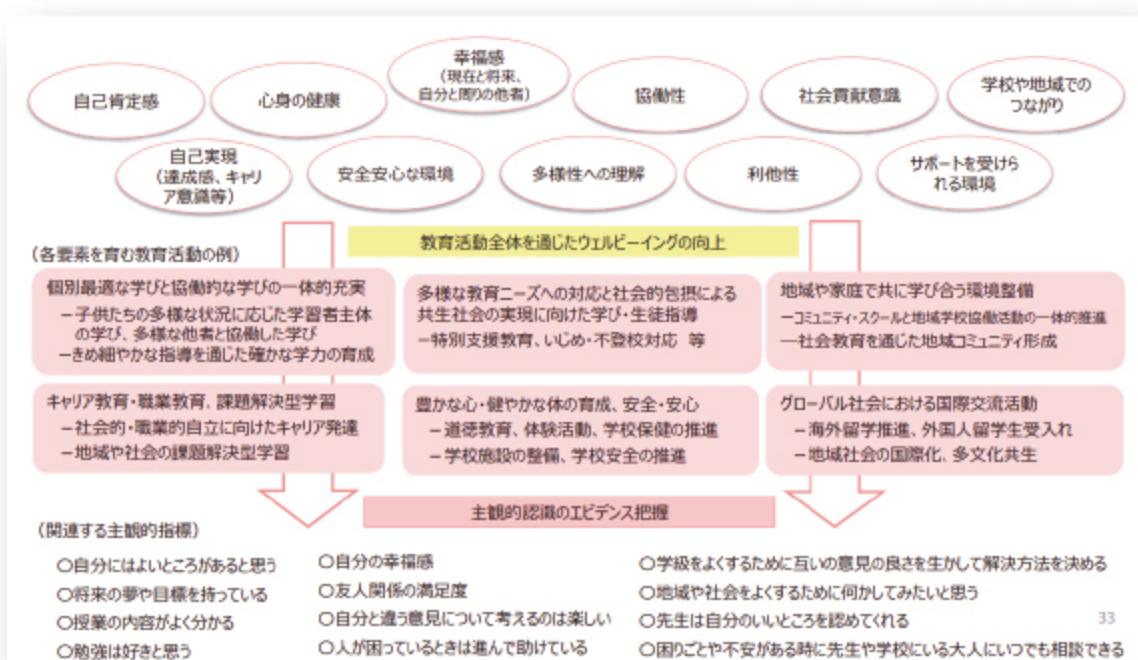
生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことも重要です。小・中学校において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが大切です。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましく、さらに、公開講座（公民館や図書館など）や教養や芸術・スポーツの文化など、地域が有する学びの拠点の充実及び環境機能の構築を進めます。なお、生涯学習の推進に当たっては、コロナ禍において推進された各地区公民館等の WiFi 環境や ICT オンライン教育の活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要があります。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会（社会に開けられた教育課程の実現）に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支援します。

・学校教育の充実

教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営みであります。国第4期教育振興基本計画のコンセプトは2つあり、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成として、将来の予測が困難な時代において、未

教育に関するウェルビーイングの要素

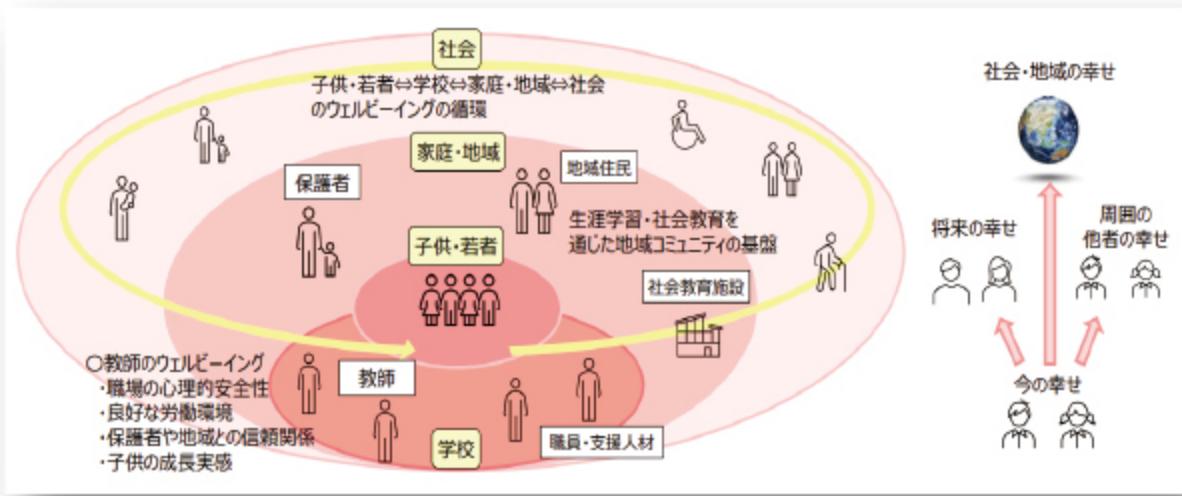
【図6 ウェルビーイングの向上】



出典（次期教育振興基本計画について（答申）参考資料・データ集 中央教育審議会）

来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくこと。また、超スマート社会（Society5.0）で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成です。もう一つが、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方として、日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づく日本社会に根差したウェルビーイング（教師も含む）の向上です。加えて教育政策に関する基本方針が5つ示されており、とりわけ、『誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進』として子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学

図7 学校・教師・子ども・若者・地域・社会のウェルビーイング



出典（次期教育振興基本計画について（答申）参考資料・データ集 中央教育審議会）

びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応が示されています。

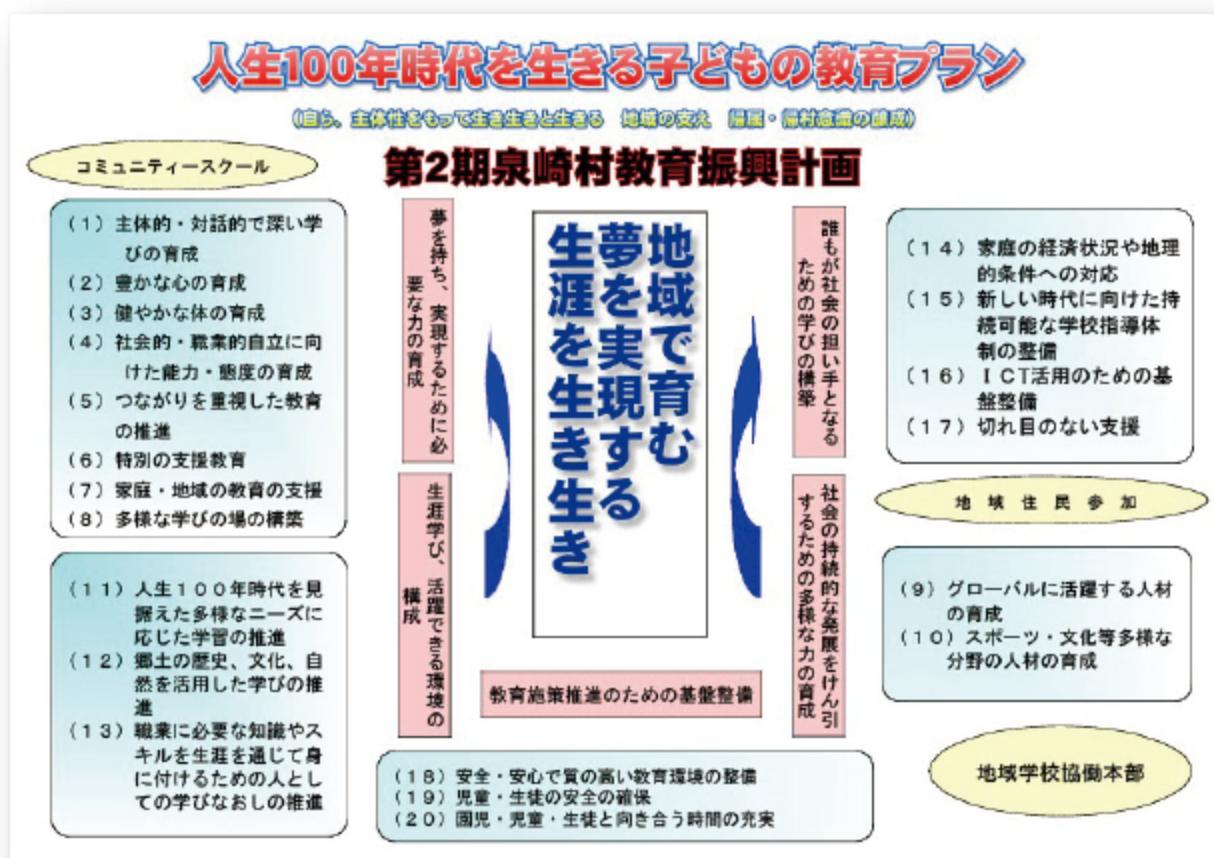
さらに、第7次福島県総合教育計画では、子どもたち一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せであるウェルビーイングを実現していくためには、社会の課題に主体的に向き合い、多様な他者と協働して解決に向かう力を育んでいくこと。福島の良さを大切にした「福島ならでは」の教育を進めるとともに、それを実現するため、一方通行の画一的な授業から個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」が掲げられました。

本村においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項により、これらの計画等（現行は第3期、次期ローリングでは第4期教育振興基本計画）を参照し、『～人生100年時代を生きる子どもの教育プランとして、自ら、主体性をもって生き生きと生きる～』地域を支え、帰属・帰郷意識の醸成を対応の柱として掲げ、第2期泉崎村教育振興計画を策定しました。大綱の指針は、『夢を持ち、実現するために必要な力の育成』『社会の持続的な発展をけん引

第2編 基本構想

するための多様な力の育成』『誰もが社会の担い手となるための学びの構築』『生涯にわたって学び、活躍できる環境の構築』『教育施策推進のための基盤整備』を推進し、急激な社会変化の中で、自ら人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人間の育成を目指し、家庭、地域、学校が一体となった学校教育を目指します。

<図8 第2期泉崎村教育振興計画>



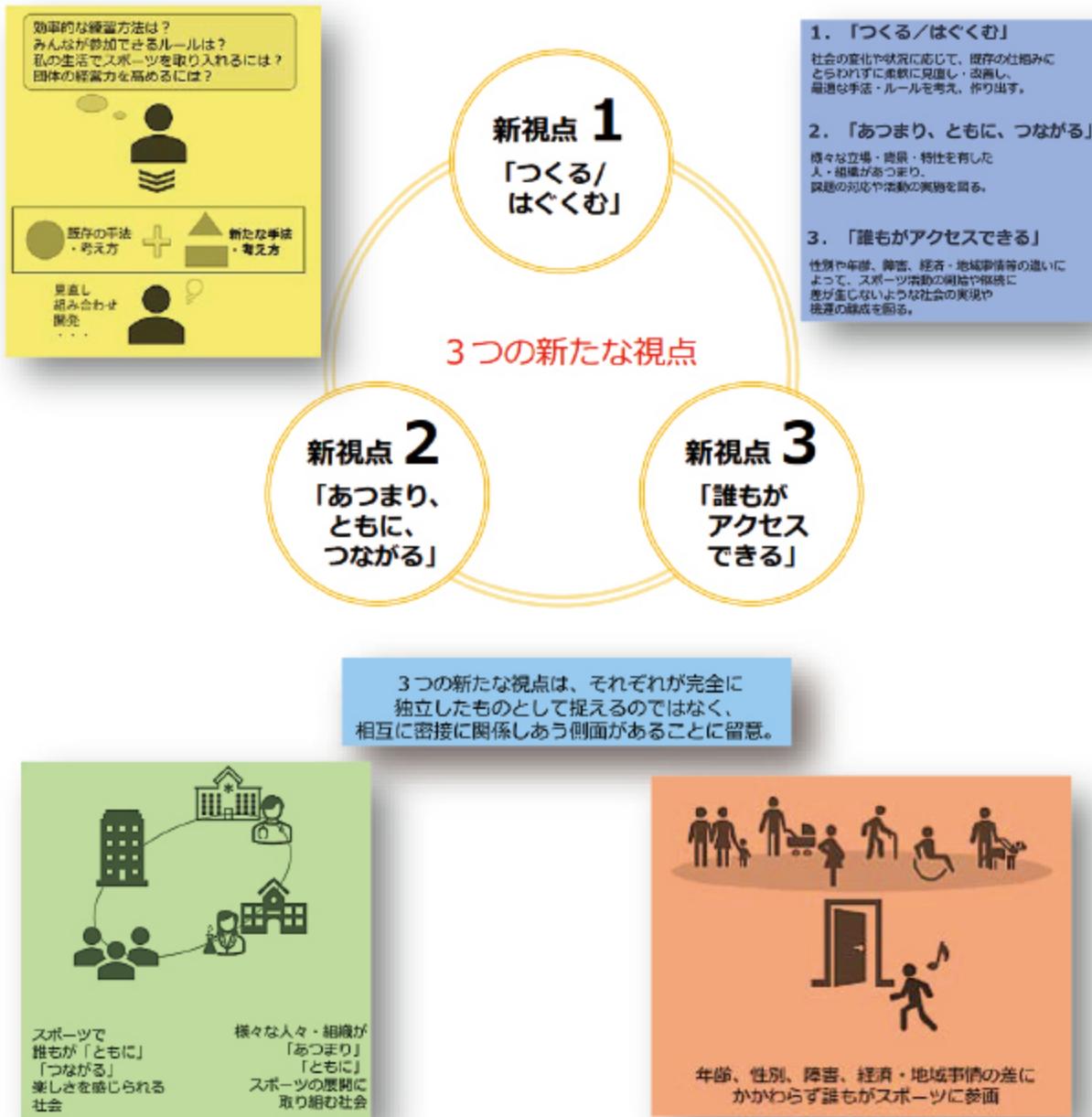
(泉崎村教育委員会資料)

・スポーツ文化の振興

「sports (スポーツ)」の語源は、ラテン語の「deportare (デポルターレ)」とされており、それは、気晴らしや遊び・楽しみ・休養といった要素を指しているといわれています。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）において「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であると示されています。また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものであります。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であると謳われております。これらを踏まえ、本計画では、一定のルールに則った勝敗や記録を競うものだけではなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動、さらには、

気晴らしや楽しみなどを目的にした散歩やウォーキング及びジョギングなどの身体活動も含むものとし、日常生活の文化的な活動として、『スポーツを文化としての位置付け』 = “文化としての価値” を高めてまいります。

社会変化や出来事等を踏まえ、住民(みんな)がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、以下3つの新たな視点が必要



【図9 スポーツ文化の新たな視点】

・高齢者生きがい対策の充実

高齢者が今まで培ってきた知識や経験・技能を生かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりと生涯にわたり「共生」のための豊かな人間性・「自立」のための礎となる学びの機会をあたえる環境づくりを推進します。

第2編 基本構想

・国際性豊かなむらづくり

在住外国人との相互理解において村民の意識の高揚を図りながら、国際交流に関わる村民の活動やボランティアなど、住民密着型の国際交流活動の支援に努めます。

4 青少年の健全育成の推進

・青少年の健全育成

社会性のある青少年の育成を図るために、家庭・学校・地域・関係団体等の連携による育成活動と環境浄化、非行防止活動を推進します。また、青少年の文化・スポーツ活動や世代間交流など、社会参加活動を促進し自立心や社会性の育成を図ります。

5 文化の振興

・地域文化・芸術文化の振興

村民一人ひとりが芸術に親しみを深めていくことが、村全体の芸術レベルを高め、文化の振興につながることを基本理念とし、芸術に触れる機会の充実を図ります。

・文化財保護

既に指定されている文化財はもとより、今後、消失・散逸のおそれのある有形・無形文化財^{※4}を把握し、新たに指定することにより、村全体の歴史文化遺産の保存に努めます。



注釈4 文化財は、「私たちが土地の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた貴重な村民の財産」です。泉崎横穴や島崎稻荷神社、原山古墳から出土した埴輪、仏像や絵画、祭りや樹木などの自然にいたるまで、実際にたくさんの種類があります。これら文化財を未来へ守り、泉崎の歴史と伝統的な文化を発展させて行くには、村民のだれもが文化財のことを知ることがとても大切です。文化財の種類、指定・選定：文化財保護法では、文化財は「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」に分けられます。中でも重要なものを重要文化財、史跡・名勝・天然記念物等として国や福島県、泉崎村などの市町村が指定や選定の保存活用を図っています。また、土地に埋蔵されている「埋蔵文化財」も文化財として扱われ保護をしています。

第3節 防災に強く快適に暮らせるむらづくり



- 快適に安心して住み続けることのできる、住みよい、潤いのある生活空間づくりを進めます。
- 災害や事故等から村民の生命・財産を守るため、総合的な防災体制の整備や村民・関係団体・行政が一体となった防犯や交通安全対策を進めます。
- 生活道路・上下水道・ゴミ処理などの生活に不可欠な施設の整備や安全性の確保に努めます。

1 総合的な防災対策の推進

・火災の予防

村民の生命や財産を火災から守るために、防火意識の高揚を図るとともに、地域住民や事業所との連携を密にし、防火管理体制の強化とあわせ予防消防に力を入れます。



平成29年開所の泉崎村防災センター

・消防組織・施設の整備と強化

常備消防と非常備消防（消防団）の連携を強化し、効果的な消防体制の確立を図るとともに、消防機材、消防水利の充実強化を図ります。

・防災対策の充実

災害に備えた地域防災計画の拡充や防災施設、防災情報網の整備を図ります。また、関係機関と連携し、災害時の応急体制、相互応援体制の確保に努めます。さらに災害に強い地域社会をつくるため、防災意識の高揚を図り、地域防災組織の育成を図ります。

2 道路・河川・交通体系の整備

・道路交通網の整備

村内の幹線道路、生活道路の地域交通基盤の整備に努めるとともにアクセス性の向上や村民生活の安全と利便性の確保に努めます。

第2編 基本構想

・河川環境の整備

本村には一級河川として村南部を流れる阿武隈川、西部から中央部を横断している泉川がありますが、河川整備を終えております。また、村管理の準用河川としては、中野川、神川があり、これら河川環境面の整備に取り組みます。

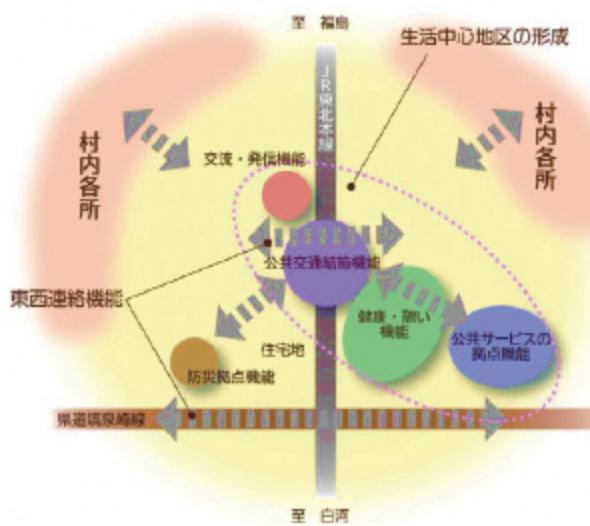
さらに、泉川一部区間においては、村民の憩いの場としての堤体を利用したサイクリングロードの整備を検討します。

・泉崎駅周辺整備 ~旅客施設を中心とした移動等の円滑化~

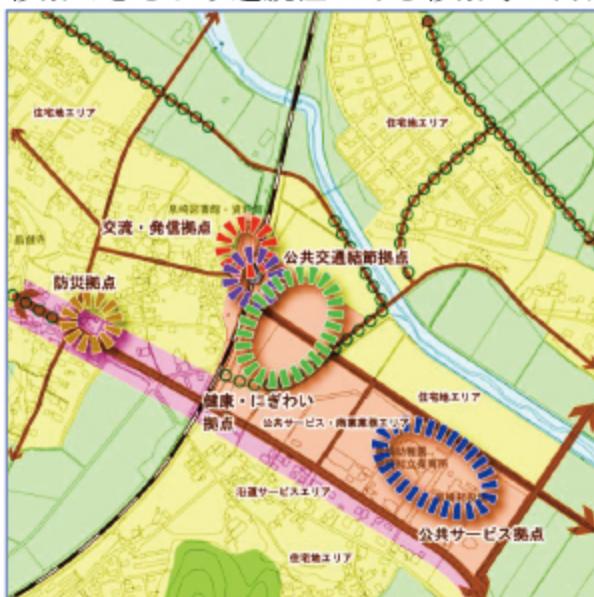
泉崎駅周辺地区は、本村の玄関口（泉崎村の顔）であり、SDGs目標3『あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する』旅客施設を有する中心的な地区となっており、鉄道駅としての機能だけでなく、交通、医療、福祉、商業等の機能を充実させつつ、集約することで住民の憩いの場となる生活中心拠点として、安心・安全で快適な環境の一体的な整備が求められています。

また、急速に進行する人口減少や少子高齢化並びに村民ニーズに対応し、生活利便性を維持・向上させるために、地域の移動手段として、多様な交通を組み合わせた持続可能な交通の確立を目指します。さらには、コンパクト・プラス・ネットワークを推進する観点からも、公共交通結節機能としてのJR泉崎駅東西自由通路整備だけでなく、次世代交通の自動運転車、超小型モビリティの活用も含め、ふれあい号の運行形態見直しやスクールバス導入等も検討し、誰もが快適に移動できるよう連続性のある移動等の円滑化を図ります。

【図10 駅周辺の機能配置図】



【図11 駅周辺の土地利用構成図】



3 生活環境の向上

・住宅対策

土地利用計画に基づき、ゆとりある宅地対策を推進するとともに村内各地域の実情に応じた集落整備を目指します。

また、村営住宅団地の分譲により、人口減少率が一定程度鈍化している効果が現れていることを踏まえ、住宅団地世帯の高齢化率を抑制するためにも未分譲区画に新たな少子化対策的な分譲の検討を図ります。

・駅前公園『(仮称) 村民 HIROBA』整備

既存公園については、経年による損傷、腐食が激しい遊具等は利用状況を検証しながら、村民の憩い・交流の場となるよう改修等を検討していきます。

また、泉崎駅周辺地区が、にぎわい創出の拠点として多くの住民が集い、特に子どもや若者の笑顔と希望があふれる憩いの空間（村のシンボル）となるように、SDGsの考え方である「生活の質を向上させること」をコア・コンセプトに駅前公園『(仮称) 村民 HIROBA』整備を検討します。

・バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進～心のバリアフリー～

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、村民相互の理解や助け合いがなければ、バリアフリー社会の実現は困難です。児童、生徒へのバリアフリー教育のほか、駐車場や駐輪場の利用マナーの向上等、村民一人ひとりの意識向上に取り組んでいく必要があります。

泉崎駅周辺整備に併せて、バリアフリー基本構想を策定し、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者等が安心して日常生活を過ごすことができるバリアフリー社会の実現に向けて、村民みんなが助け合い、補完する「心のバリアフリー」を促進するため、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などのソフト面での取組を進めます。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン2020 行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことを意味しており、この実現に努めます。

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ②障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。



【図12 駅前公園のイメージ】

（「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」抜粋）

第2編 基本構想

・上下水道施設の整備と充実

堀川ダムからの受水により供給を行っているが、大震災以降、無効水量が増大し、夏季には水量不足が顕著になっていることから新たな補完水源として既設井戸水源の整備を検討します。なお、災害時における水道施設復旧協定の更なる充実を図ります。

また、下水道事業として進めてきた八雲コミュニティプラント事業及び農業集落排水事業が、平成24年度に完成し、計画区域では全村下水道化が図られたところですが、完成後、40年近く経過している処理場、管路もあり、経年により老朽化が著しく不明水が増加しております。今後は処理施設と併せ機能強化対策事業に早期に取り組み、施設延命を目指し、維持管理体制の更なる充実を図ります。

さらに、未整備の一部区域や散在世帯について生活排水処理基本計画に基づき合併浄化槽整備事業を推進します。

・放射能対策（除染）・除去土壤等の中間貯蔵輸送及び原子力行政の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する重大な原子力災害が発生し、今もなお、本県に深刻かつ甚大な被害を及ぼしています。東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壤等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)が制定されました。

この特措法に基づき、市町村が自ら除染実施計画を策定して除染を行う汚染状況重点調査地域(泉崎村を含む14市町村)と、国が市町村ごとに除染実施計画を策定して除染を行う除染特別地域(7町村及び3市町村の一部)が指定されております。

【汚染状況重点調査地域指定状況】 計14市町村（令和5年3月末時点）

県 北：伊達市、川俣町（一部指定）

（指定解除済：福島市、二本松市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村）

県 中：石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

（指定解除済：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、三春町、小野町）

県 南：西郷村、棚倉町

（指定解除済：白河市、泉崎村、中島村、矢吹町、矢祭町、塙町、鮫川村）

会 津：なし

（指定解除済：会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、会津美里町）

相 双：南相馬市（一部指定）、広野町、川内村（一部指定）、新地町

（指定解除済：相馬市）

いわき：いわき市

第2編 基本構想

また、福島第一原発事故により放出された放射性物質を取り除くため、福島県内の除染により発生した除去土壤や廃棄物(以下「除去土壤等」という。)を県外で最終処分するまでの間、安全に集中的に貯蔵するために、国は大熊町・双葉町に整備した中間貯蔵施設の管理・運営を行っています。県内に仮置きされている除去土壤等の搬入は平成27年3月に開始され、令和3年度末までにおおむね完了している(帰還困難区域を除く)。令和4年度以降は、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壤等の搬入が進められています。

なお、村民の健康不安を解消するとともに、風評被害を払拭するため、泉崎村除染実施計画に基づいた除染及び除染により発生した除去土壤や廃棄物は、中間貯蔵施設へ輸送されました。住宅等の除染完了は平成27年12月15日、中間貯蔵施設への輸送は令和3年12月20日に完了しております。

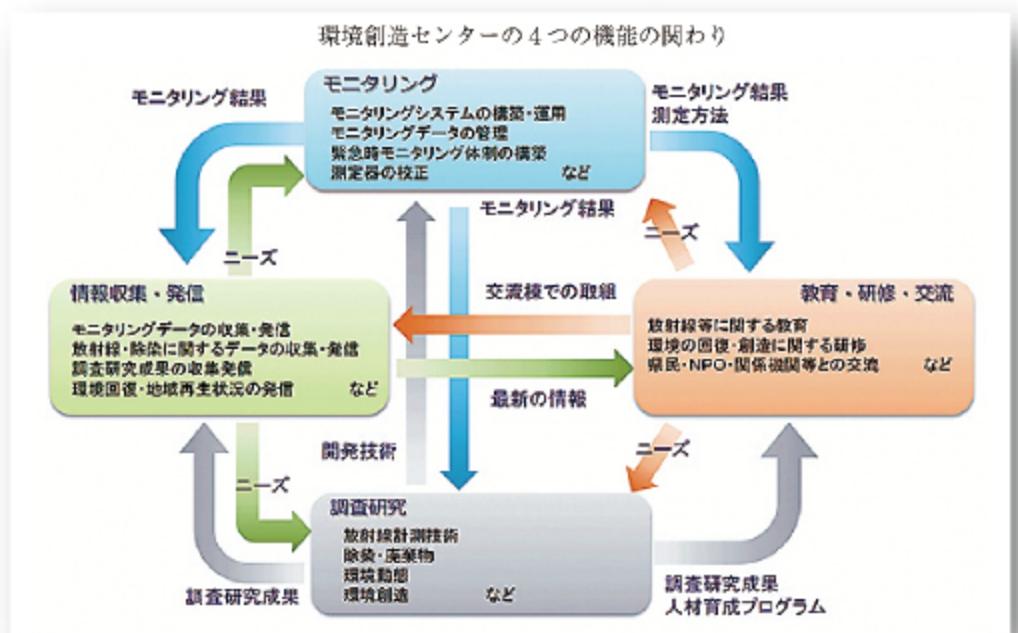
<原子力災害の教訓の継承>

原子力災害は、科学技術の進歩とそこに内在するリスクに、社会としてどう向き合うべきなのかという問題を、私たちに再認識させました。科学技術の進歩が生活を豊かにし、時に多くの人の命を救う一方で、様々なリスクを生み出した現代社会において、二度と悲惨な災害を繰り返さないためには、科学技術や法律、政治、哲学、数理解析等のあらゆる知恵を駆使して、対話によって望ましい社会を見いだしていく必要があることを、福島県及び本村の教育の在り方を考えていく上でも教訓として継承していきます。



【図1-3 除染の状況・実績】

【図1-4 環境創造センターの活用】



(出典: 福島県 原子力行政のあらまし～福島県原子力発電所の廃炉に関する取組～)

第2編 基本構想

4 循環型社会の形成～カーボンニュートラル脱酸素社会の形成～

・循環型社会の形成

ごみの減量化・資源化を推進するため、分別収集の徹底、リサイクル活動など、村民総参加の取り組みを推進するとともに、清潔で美しい村であり続けるよう、身近な衛生環境の向上に務め、環境に対する意識の高揚を図ります。

また、カーボンニュートラル脱酸素社会の形成として、地域全体で温室効果ガスの排出を限りなく削減し、最終的にはカーボンオフセット^{*}な社会を実現できるよう、二酸化炭素の効果的な排出抑制あるいは再生可能エネルギーなどへの効果的な代替を検証し、地域環境の持続可能性を高め、地球温暖化の対策を進めてまいります。

【図15 カーボンニュートラル脱酸素社会の形成】



経済産業省 産業技術環境局 地球環境対策室

<https://youtu.be/Ha2aJS5k7YQ>

2050年「カーボンニュートラル」達成目標

二酸化炭素
メタン
一酸化二窒素
フロンガス
ハイドロフルオロカーボン類 パーカーフルオロカーボン類 六フッ化硫黄 三フッ化窒素

*UNFCCC インベントリ報告ガイドラインに基づく報告義務のある温室効果ガス。

※カーボンオフセットとは、温室効果ガスの排出量をできるだけ減らしたうえで、どうしても減らせない排出量を別の温室効果ガス削減活動に取り組んだり、投資したりすることで埋め合わせするという考え方のことです。具体的な削減活動としては、森林の保護や再生可能エネルギーの活用などが挙げられます。

5 交通安全・防犯対策の充実

・交通安全対策の充実

交通事故を防止するため、交通安全教育及び交通安全運動を実施し、村民の意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を推進し、交通安全対策の充実を図ります。

・防犯対策の充実

犯罪のない安心・安全な村とするため、関係機関と連携した防犯体制の充実や防犯活動の推進をするとともに、防犯施設の整備に努めます。

6 地域情報化の推進

・情報化の推進と地域のウェルビーイング (Well-being) の向上

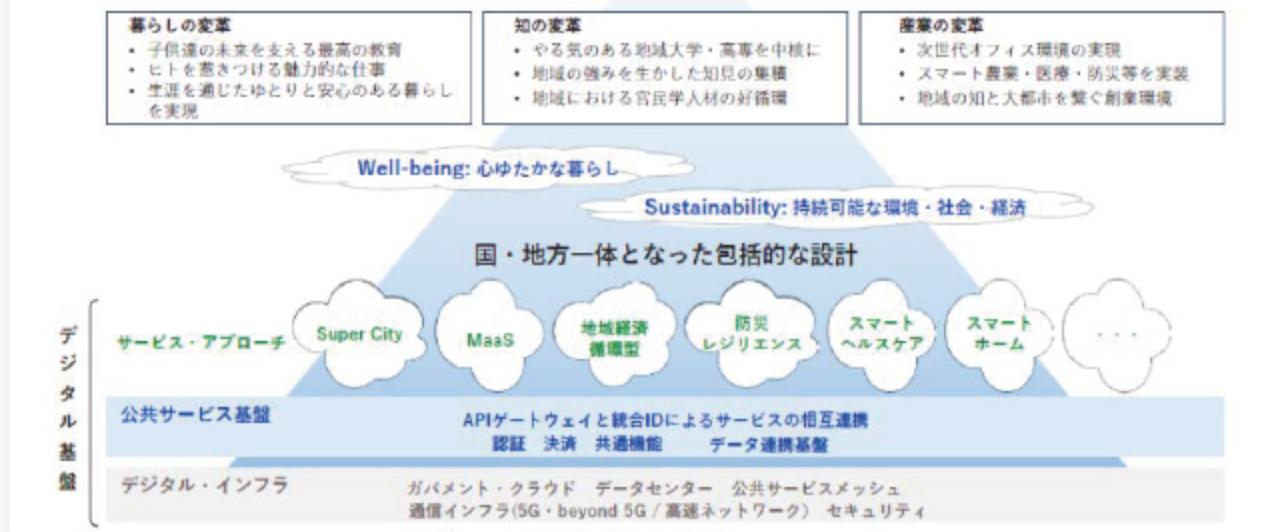
～地域デジタルトランスフォーメーション～

人口削減社会において、デジタル田園都市国家構想及びデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）は、都市や地域の持続可能性と発展を促進する可能性を持っています。

DXは、情報技術を活用して経済や社会の仕組みを変革する取り組みです。人口減少によって労働力が減少し、高齢化が進む中で、効率的な業務の自動化や労働生産性の向上が求められています。例えば、ひと型協働ロボットやAIを活用した自動化技術の導入、デジタル化による業務プロセスの効率化などが挙げられます。これによって、限られた人員でも生産性を維持し、社会経済の持続可能性を確保することができると考えられます。また、田園都市国家構想を通じたデジタル基盤の充実により、地域のウェルビーイング (Well-being) の向上と持続的な成長の裨益（助け）となります。

【図16 情報化の推進と地域のウェルビーイング (Well-being) の向上】

地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性を



出典（デジタル庁『デジタルから考えるデジタル田園都市国家構想』第1回デジタル田園都市国家構想実現会議）

<デジタル田園都市国家構想総合戦略>

政府は、2022年6月閣議決定した「デジタル田園都市国家構想基本方針」を「新しい資本主義」の重要な柱の一つとして位置付け、デジタル田園都市国家構想について、その基本的な考え方や実現に向けた取組方針などを提示しました。また、2023年度を初年度とした2027年度までの5か年間の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。この構想に基づき、アフターコロナやデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえて、目指すべき地域像を再構築し、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進していくことが求められています。近年のデジタル技術の革新的な発展を受けて、デジタルの力を課題解決の有力なツールとすべく、「デジタル田園都市国家構想」という新しい地方創生の旗を立てており、創成法に変わりはないが、これを機にデジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるDXを積極的に推進する内容となっています。

人口将来推計による予測においては、少子高齢化（特に少子化）の推移は著しく、今後は限られた人員でも生産性を維持し、地域社会経済の持続可能性を確保することが急務となっている。デジタル田園都市国家構想のデジタル技術の実装を行い、多岐にわたる社会課題の解決を図ることが期待されています。

第2編 基本構想

一方、デジタル田園都市国家構想は、都市部から地方への人口移住や地域活性化を促進する取り組みでもあります。人口減少によって地方の過疎化が進む中、デジタル技術を活用して地方に新たな産業、例えば、地方の自然環境や資源を農産物と関連したエコツーリズムやリモートワークを支援するインフラ整備、超スマート社会（Society5.0）による住民の利便性向上など、さらに地域コミュニティの再生や自宅での遠隔医療・介護サービスの提供などの可能性もあります。本計画においては、このデジタルトランスフォーメーションの具体的な事業を活用及びデジタル田園都市国家構想・デジタル技術の実装を行い、多岐にわたる地方の社会課題の解決を図りとともに、地域のウェルビーイング（Well-being）の向上に努めます。

【図17 情報化の推進と地域のウェルビーイング（Well-being）の向上イメージ】



デジタル田園都市において Well-being を高めるプロセス



<Society 5.0による人間中心の社会>

これまでの社会では、経済や組織といったシステムが優先され、個々の能力などに応じて個人が受けるモノやサービスに格差が生じている面がありました。Society 5.0では、ビッグデータを踏まえたAIやロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになります。

これは一人ひとりの人間が中心となる社会であり、決してAIやロボットに支配され、監視されるような未来ではありません。また、我が国のみならず世界の様々な課題の解決にも通じるもので、国連の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)の達成にも通じるものです。

我が国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会「Society 5.0」を世界に先駆けて実現していきます。

<デジタル田園都市国家構想と Well-being 増大の関係>

近年、国民一人ひとりが自分の人生を幸福で充実したものを感じるウェルビーイング「Well-being」の関心が高まっています。政府の「骨太方針」では、各種基本計画や政策に Well-being に関する KPI を設定することが盛り込まれており、文部科学省「教育振興基本計画」、内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」、国土交通省「住生活基本計画」などには Well-being に関する KPI が既に設定されています。また、急速に進展する DX により、官民様々なレイヤーで従来考えにくかった人々の Well-being 向上を支援する取組みが出てきています。「新しい資本主義」の柱の一つである「デジタル田園都市国家構想」の基本方針では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す」というものであります。デジタルを地方の社会課題解決の鍵とし、新しい価値を生み出す源泉として、官民が連携して地方における DX を進めることとしています。基本方針では「国が構想を目指す中長期的な方向性を提示し、地方自治体の取組みを支援する。各地方自治体はミニ東京を目指すではなく、自ら目標すべき地域社会を構想し、国が主導して地方に張り巡らすデジタル・インフラを活用して、地域の社会課題を成長のエンジンへと転換、新たな成長を目指す」という方向性が示されています。重要な点は、こうしたインフラ整備が地方に新たな成長（新サービスの創出による雇用増大や生活の利便性向上の実現）をもたらすことでの、地域社会の持続可能性の向上や住民の Well-being 増大を図ることにあります。

第4節 助け合う福祉のむらづくり



- すべての村民が家庭や地域でふれあい、支えあいながら、安心して暮らすことのできる地域社会をつくります。
- 生涯にわたって心と体の健康づくりに取り組むことのできる機会や場づくりを進めます。
- 保健・医療・福祉分野が連携し、村民が必要なときに適切なサービスを受けることができる総合的な取り組みを行います。

1 社会福祉の充実～バリアフリー化の推進～

・地域福祉の向上

村民一人ひとりが、助け合う心を養い、地域ぐるみの福祉環境を整えていくため、在宅福祉施策の強化とともに福祉思想の啓発・普及を図り、福祉を担う人々の育成を図ります。

・高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持ち、健康でかつ安心して暮らせるよう、居住環境の整備支援、介護予防、認知症予防、生きがい対策を含めた高齢者福祉サービスの充実を図ります。

・障がい者福祉の充実

障がい者と健常者との交流機会を拡充することにより、障がい者への理解を深めるとともに、社会福祉協議会や障がい者福祉団体等と連携し、情報提供や相談体制の整備を行うことにより、各種福祉サービスの支援体制づくりを推進します。

・子育て支援対策と児童・ひとり親家庭福祉の充実

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び児童福祉法（昭和二十二



【図18 バリアフリー化の推進のイメージ】

第2編 基本構想

年法律第百六十四号) 並びにその他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援、住民のニーズに対応した“かゆい”ところに手が届く子どもを安心して生み・育てる社会を形成するため、多様な保育サービスの提供や放課後児童対策等、相談体制の充実に努めます。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談・指導体制の充実を図ります。

・介護保険制度の充実

介護保険制度の周知と円滑な運営を図るとともに、要介護を防止する介護予防事業の充実を図ります。

2 健康づくりの推進

・健康づくりの充実

健康であることはすべての村民の願いであり、健康を増進し、発病の予防を推進し、病気の予防や早期発見・早期治療に努めます。

・食生活の改善

正しい食事の在り方を習慣づけるために、広報などを通じて啓発します。活動を推進します。

3 保険・医療の充実

・国民健康保険・後期高齢者医療対策

国民健康保険財政の健全化を図るため、健康の維持増進・疾病の早期発見及び早期治療など保健事業を行い、医療費の抑制を図ります。また、国民健康保険、後期高齢者医療の制度について村民の理解を求め、健全な財政の運営に努めます。

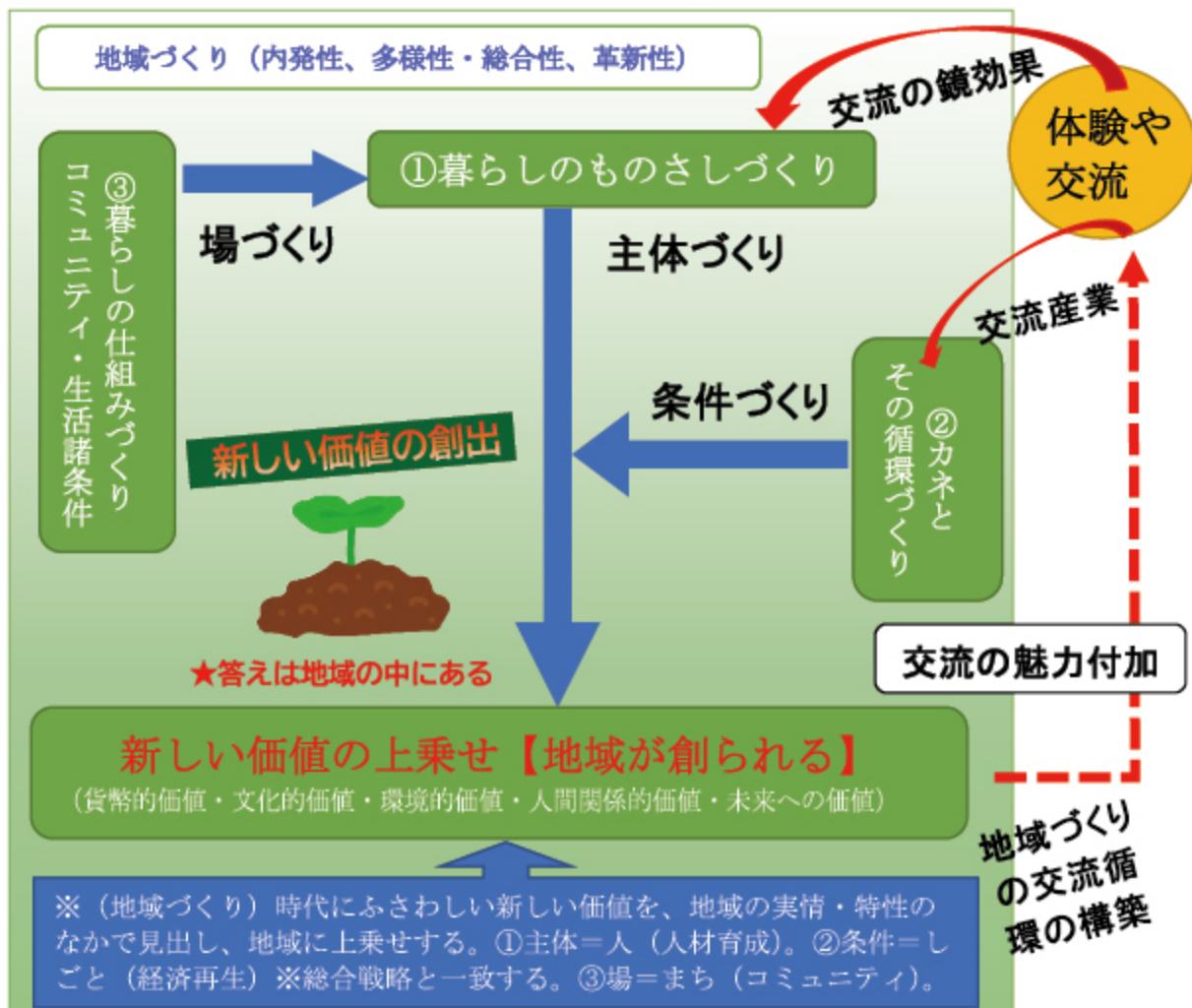
・地域医療の充実

初期医療を担う診療所は、村の医療部門として、地域住民にとって重要かつ不可欠な存在であり、今後も地域医療の根幹部門として医療の質の向上を図り、広域的医療機関との役割分担や連携を強化し、子どもから高齢者までの医療としての幅広い医療の充実を図ります。

第5節 農林商工の調和のとれた活力あるむらづくり～地域再生戦略の構築～

- 豊かで安定した住民生活の確保と村発展のため、社会情勢に対応する活力ある産業の振興に努めます。
- 地域・技術・情報の交流を進め、時代のニーズに応える「新しい価値」の創造に努めます。
- 生活の基盤である全ての産業において、後継者の育成を進め、これを支援します。
- 農業構造の変化に対応すべく、農業従事者の就業機会の増大を図る施策を推進します。
- 多様な総合的目的を持ち、地域の仕組みを革新（意思決定の仕組みや社会システムを地域自ら再編・創造する仕組み）しながら、内発的（地域住民）に新たな地域をつくりあげていきます。「持続可能な地域づくりを進めていく上で、若者が一旦は泉崎村（ふるさと）を離れても、ここに戻って安心して子育てができる「人材サイクルの構築」が必要不可欠です。

【図19 地域づくりのフレームワーク】



第2編 基本構想

- ① 帰ってくる人材づくり→「泉崎村の資源を活かして、泉崎の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力」を育成
- ② 帰ってこられる産業づくり→「外貨獲得・財貨循環」（地域外からの収入を拡大し、地域外への流失を抑える）地域活性化プログラムの検討
- ③ 住み続けたいと感じる地域づくり→地域づくりの憲法、（仮称）自治基本条例※の策定を検討し、自らの地域は自らが創る意識の醸成

※「新しい価値」とは、貨幣的な価値に限定ではなく、環境、文化、「社会関係資本」ソーシャル・キャピタルなど。また、新しい価値と今までの地域社会が持つ価値を融合するのが重要となります。

【図20 地域づくりを支援する新たな仕組み（変容1）】



「新しい公共」の考え方による地域づくりのイメージ



「新しい公共」の考え方による地域づくり：地域における住民、営利組織と政府・行政の中間に位置するNPO、企業のCSR、農家の法人化（新たなグループ化）など、主体の活動形態が多様化し、公共的価値を含む領域（「新しい公共」）にその範囲が広がってきております。このような潮流をさらに進め、多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備を行うことが、「新しい公共」の考え方による地域づくりです。

＜従来型の支援から新たな支援への仕組み＞

①（支援の内容として）補助金から交付金へ

仮称「地域づくり交付金」地域コミュニティに対して、使途の自由度の大きな交付金で、地域自ら計画・実践する組織を支援する仕組み。※（仮称）パートナーシップ型行政制度*

②（支援の対象として）補助金から補助人へ

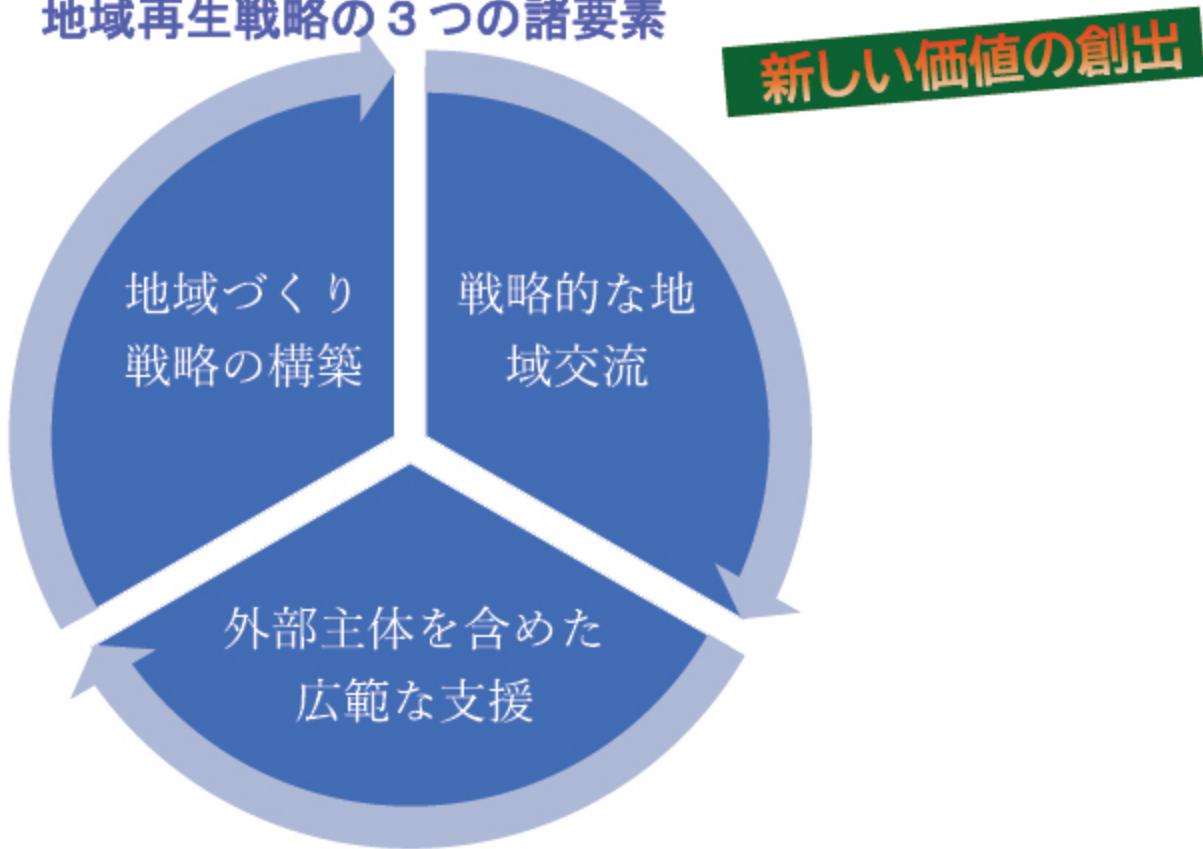
専門家の人件費に利用できる資金を可能とする意味で補助人と称した支援の仕組み

③（支援の主体として）中央政府から地方政府へ

④（支援の主体として）政府から「新しい公共」へ

【図21 地域づくりを支援する新たな仕組み（変容2）】

～新しい価値を創出する～ 地域再生戦略の3つの諸要素



(出典：総務省地方自治法施行70周年記念自治論文集を参考に村づくり委員会作成)

*自治基本条例とは、自治に関する基本的な理念や村政運営や村づくりの基本的事項等を定めるもので、住民自治の確立に向けた基本的な考え方を示す法的基盤となるものです。自治基本条例が制定されると、村の条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定（策定）又は運用されることとなり、自治体における最高規範、いわゆる「自治体の憲法」とも言われています。

*ソーシャル・キャピタルの定義：R. バットナムによれば、ソーシャル・キャピタルは「人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった「社会組織の特徴」と定義されています。地域における人と人、住民同士のつながりによって安心感や充実感が高まり、人々の生活が豊かになるということです。ソーシャル・キャピタルの醸成が、地域の安全や安心、高齢者の住みやすさ、子育てのしやすさ、健康の増進、教育水準の向上などに寄与するという調査結果もあり、内閣府が発表した報告書では、ソーシャル・キャピタルが国民生活に影響を及ぼす可能性が紹介されています。ソーシャル・キャピタルが豊かな地域ほど、犯罪率は低く、出生率は高いことが明らかになっています。

*パートナーシップ型行政：自治区（地域）や企業及び行政がパートナーシップを組んで、「継続的に」地域の課題解決やサービス提供に取り組んでいく事業です。

第2編 基本構想

1 農業の振興

・経営・生産の総合対策

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなることが重要なため、育成すべき経営体と農業経営目標を明確化し、これを核とした生産体制の確立と生産性の高い産地づくりを進めることによって農業経営の確立に努めます。

・農用地利用総合対策

農業振興地域整備計画に即して引き続き農村地域の秩序ある土地利用に努めるとともに、近年の著しい社会経済情勢の変化に対応した活力ある農村環境形成のための土地利用に努めます。

2 林業の振興

・林業振興総合対策

みどり豊かなむらづくりを推進するため、土地利用計画や森林整備計画に基づき、重視すべき機能に応じた森林施業の実施により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備に努めます。

3 工業の振興

・工業の振興

制度資金を活用するなどの方法によって、小規模・零細規模企業の育成に努めるとともに、工業への就職と安定雇用を促進するため、就業機会の紹介・職業訓練の実施の円滑化に努めます。

4 商業の振興

・商業の振興

消費者ニーズ、消費スタイルの変化に対応した個性と魅力あふれる商業の育成を目指すため、商業・サービス業・レジャーなど複合的な機能を有する商業の核づくりに努めます。

また、商業者の経営意識の高揚、共同店舗化、組織・団体の育成等を図り経営近代化を推進するとともに、地元消費推進方策を検討し、地域全体で地元商業を支える体制づくりに努めます。

5 観光の振興

・観光の振興

泉崎村の「鳥崎」、「史跡」、「花」、「温泉」、「人」を重要な観光資源として、保護・保全を図り、多様な観光ニーズのうち、『くつろぎの時間と空間』を提供していくことを大きな指針として、今後とも農業を含む地場産品の振興とも連携を図りながら当該イベントを継続し、本村観光のPRを進めます。

また、宿泊施設・温泉・スポーツ施設等の施設を利用しての滞在・滞留型観光の推進に努め、都市部との交流を図るとともに、各施設の整備拡充を進めます。

<新たな観光資源として>

基本構想には、方向性として、はにわの里、パークゴルフ、新たな観光資源【キャンプ場】あるいは【グランピング】の方向性を示唆する内容及び鳥崎へのトレイルランなど人気・要望の多い事業等の推進を図る。



Glamping



KARASUTOUGE 泉崎村

第2編 基本構想

第6節 住民自主性のむらづくり～住民参画と地域協働～



○ 村民の声が届く、創造性豊かなむらづくりを進めるため、村民自らがむらづくりへ積極的に参加し、行動できる環境づくりを進めます。

○ 地域の実情と時代の変化に対応した行政サービスの充実のため、簡素で柔軟な行政組織と職員の資質向上等を図り、行財政運営の効率化に努めます。

○ 地域協働

○ 若者の参画（村づくり委員会など）

住民が主役のむらづくりを推進するために、「住民主役」「参加協働」「情報共有」をむらづくりの基本原則として、老若男女みんなが当事者となってむらづくりを進める必要があります。村民むらづくり集会や地域協議会、若者議会など様々なステージで設けられている村政に関心を持つ機会を通じ、

住民、議会、行政が積極的に参加し協働してむらづくりを進めることができます。

特に、持続可能な「住民が主役のむらづくり」を推進するためには、人口減少が進む状況の中で、若者や女性が学校や家庭に限らず、地域や村政などあらゆる場面でその能力を発揮して活躍することができる環境を整えるとともに、魅力ある泉崎村をつくり上げるための仕組みが必要です。若者の意見やアイディア・企



住民参画の村づくり委員会（ファシリテーションの様子）

画を村政に反映させる総合政策や子育て環境など女性面の環境構築のため男女共同参画社会を推進するとともに、多様な生き方や価値観を持った人々を尊重・許容し、自分らしく生きられる社会づくりを進めます。

1 住民参画社会の構築～協働領域の拡大と産官学による協働のむらづくり～

第5次基本計画の策定以降、むらづくりの主役である村民の声を村政に反映し、住民と行政の協働・連携を図り、豊かで魅力あるむらづくりを推進するために住民参加の機会拡充、広報広聴活動を充実し、村政に対する理解と協力を求め、住民の意見の反映とその実現に努めてきました。協働の方針を継承し、（仮称）自治基本条例を制定や村づくり委員会及び住民参画による会議・審議会の運

営、パートナーシップ方式など、新たな自治・分権の制度や仕組みの具体化を進めてまいります。これらの推進体制の強化が進み「参加と協働の日常化」が推進され、村政を着実に前進させます。

今後もこの多元的、多層的な住民参画の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。協働領域が拡大するなか、住民参画の協議会や自治会等の地域自治組織の活動支援やコミュニティ・スクールの充実・発展など、コミュニティの視点を基礎に置きながら、村全体としての視点からも地域の人材、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用することが必要です。

また、地域（街）の活力を高めるため、『若者が参画する仕組み』、村づくり委員会あるいは類似する村づくりの分科会等、商工会や商工会青年部、認定農業者、農業委員会など多様な団体が連携した参加と協働のむらづくりをさらに強化することや、福祉、環境、むらづくりなどの課題に応じた住民団体・新たなNPO組織との連携も重要になっていきます。

計画の策定やその推進にあたっては、地域のコミュニティ、自治組合の視点を基礎に置くとともに、村全般的な視点からも、人材、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力など、地域におけるあらゆる資源を自治体経営における資源としてとらえ、有効活用を図ります。

- ①事業の計画段階、実施段階における多元的・多層的な住民参加を推進し、住民・NPO・事業者等との連携や支援を積極的に行う（仮称）「パートナーシップ型行政」を展開します。
- ②住民と行政の接点である窓口サービスを改善するとともに、村民の満足度を的確に把握し、きめ細かに対応する各種相談コーナー（室）の充実を図ります。
- ③新たなNPO等の地域活動を支援するための新たな支援策や仕組みについて検討するとともに、村内企業・教育機関等との積極的な連携を図るなど「民学産公」の協働のむらづくりを推進します。

・ コミュニティ活動及び協働の深化

多様な主体による協働の深化、コミュニティ創生の要として、ともにむらづくりを進める住民との協働基盤を強化します。また、村内外の関係機関、企業、事業者等の連携によって、専門性を生かした事業展開を図るとともに、むらづくりを担う人材を発掘・育成するなど、地域活性化に向け協働の深化を図ります。

・ ボランティア・NPO活動の振興

「思いやり」や「助け合い」の心を育む教育を推進し、ボランティア意識の高揚を図るとともに、ボランティアグループ・NPO法人の育成・支援を推進します。

・男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現を図るため、積極的な啓発活動を行います。また、少子化社会に対応するため、就業環境の整備や子育て支援の充実を図り女性の社会参画を推進します。

2 行財政運営の効率化と広域行政の推進

・財政の健全・強化～選択と集中の持続可能な財政～

特色ある魅力的なむらづくりを推進するため、費用対効果を見極めた財源の有効配分など効率的な財政運営を推進するとともに、財源の確保と効果的な財源配分など運営の効率化を図り、財政基盤の強化に努めます。

・開かれた行政の推進～情報公開及び個人情報保護制度の適正化～

近年の情報化社会の進展に対応するため、行政需要の増大と変化に対応できる行政組織の確立を目指し、行政組織の再編、適正な人材配置、行政DX化など行政組織の効率化を推進に努めるとともに、円滑な行政執行と行政に対する協力を得るため、なお一層の情報の公開に努めます。

また、情報化社会の進展は、各種のサービスの向上など多くの利便をもたらしていますが、一方、個人情報が不適正に取り扱われた場合には個人の権利利益を侵害するおそれがあります。これらの状況に適切に対処し、住民の皆様の不安を取り除き、権利利益の侵害を防止するために、個人情報の保護対策が必要となっています。

泉崎村では、「個人情報の保護に関する法律」及び「泉崎村個人情報の保護に関する法律施行条例」等に基づき、泉崎村が保有する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障し、泉崎村が取り扱う個人情報や、事業者が取り扱う個人情報に関する保護措置を講じることによって、個人のプライバシーなどの基本的人権を擁護するとともに、村政の適正かつ円滑な運営を図ります。

・電子行政の推進～情報技術でひと・ちいき・まちをつなげる。デジタルトランスフォーメーションを推進し、行政運営の効率化と住民サービスの向上～行政DX・標準化・デジタル田園都市国家構想

近年、AI（人工知能）やデジタル技術が急速に発展するとともに、ICT（情報通信技術）も飛躍的に発展しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに行政機関における各種手続等でのデジタル化が遅れていることが浮き彫りになり、デジタル技術を活用した事務の効率化と住民サービスの向上が強く求められています。

(仮称) 泉崎村デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画の策定を進め、将来ビジョン「デジタルの活用により住民生活に変革をもたらし持続可能な地域社会を実現」を進めます。テクノロジーに使われるのではなく、テクノロジーを使いこなす人間の知とデジタルを組み合わせ地域の抱える課題を解決するむらづくりを基本に、誰ひとり取り残さないデジタル化の実現に向けて、住民サービスをはじめとした様々な分野での行政のあり方を見直します。行政手続のオンライン化や多様な働き方の推進(自治体情報システムの標準化・最適化、情報セキュリティ対策を徹底)など、新たな価値創造を図ります。

・地方分権及び地方創生の推進 ~「地域活性化の両輪」~

地方分権時代に対応した基礎的自治体としての行政体制の整備を推進し効率的な事務事業の推進を図るため、行政組織の再編に取り組み住民サービスの向上を図ります。

- ①地方分権改革の対応をするために、背景、内容、意義の浸透を推進
- ②委員会勧告方式に基づく地方分権から自治体・地域の発意に基づく地方分権へ更なる推進
- ③地域の実情に根差した、柔軟でかつ多面的な改革
- ④社会システム・社会情勢の変化、国の施策の変化に対応できる分権作業の定着
- ⑤課題解決(税財源の再配分等、過去の積残しの課題)
- ⑥地方分権・地方創生の担い手の育成(職員、地域団体、住民の発意・工夫)

・広域行政の推進

近年、地方分権の進展、少子高齢化の進行、日常生活圏の拡大・広域化、効率的な行政運営への要請など、地方自治体を取巻く環境は大きく変化しています。

このような状況に的確に対応し住民サービスの向上に努めていかなければなりません。しかしながら、予算や人員が限られている中では、地方自治体が単独で取り組んでいくことが困難・非効率な事務が生じたり、専門的な職員の確保が難しい場合などがあります。そこで、地方自治体が互いに協力し、広域的な視点から様々な事業やむらづくりを連携して広域行政として対応しております。

日常生活圏の拡大と広域的な行政課題に対応するため、現行の広域事業の一層の推進と活性化を図るとともに、各種広域行政について、積極的に参加推進するとともに、「安心で住みやすい泉崎村」をめざし、スポーツ・教育・福祉などにおいても広域的な行政サービスができる体制づくりを図り合理的な行政を推進します。

広域行政・広域連合(出典:福島県市町村行政課)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01145a/siminglyosei-kouikigousei1.html>



第6次総合振興計画

The 6th Strategic
The Master Plan of Izumizaki Village.

VI